

定 款

株式会社 東葛ホールディングス

第1章 総 則

【商 号】

第1条 当社は、株式会社東葛ホールディングスと称し、英文では TOKATSU HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

【目 的】

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理
 - (1) 四輪自動車、二輪自動車の販売並に修理
 - (2) 中古四輪自動車、中古二輪自動車の販売並に修理
 - (3) 自動車部品、自動車用品及び鉱油類の販売
 - (4) 損害保険にかかわる代理店業務
 - (5) 生命保険の募集に関する業務
 - (6) ローンの取扱いに関する業務
 - (7) 情報処理に関するソフトウェアおよびコンピューターおよび周辺機器の賃借および管理
 - (8) 有価証券の取得および保有
 - (9) 不動産の賃借および管理
 - (10) 前各号に附帯する一切の業務
2. 前項(1)から(10)の各事業を自ら行うこと
3. 前各項に附帯または関連する一切の業務

【本店の所在地】

第3条 当社の本店は、千葉県松戸市に置く。

【公告の方法】

第4条 当社の公告は電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

【発行可能株式総数】

第5条 当社の発行可能株式総数は、16,920,000株とする。

【単元株式数】

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

【自己株式の取得】

第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

【単元未満株主の権利制限】

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

【株主名簿管理人】

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

【基準日】

第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするができる。

【株式取扱規程】

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

【招集】

第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

【招集権者および議長】

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

【電子提供措置等】

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

【決議の方法】

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

【議決権の代理行使】

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

【議事録】

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

【取締役会の設置】

第18条 当社は取締役会を置く。

【取締役の員数】

第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

【取締役の選任】

第20条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。

- 2 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は累積投票によらない。
- 4 法令または定款に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員の補欠者（以下「補欠者」という。）を選任することができる。
- 5 前項の補欠者の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

【取締役の任期】

第21条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

【取締役会の招集権者および議長】

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

【代表取締役および役付取締役】

第23条 当社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役から取締役社長1名、必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

【取締役会の招集通知】

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

【取締役会の決議の方法】

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

【取締役会の決議の省略】

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

【取締役への重要な業務執行の決定の委任】

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

【取締役会の議事録】

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

【取締役会規程】

第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

【取締役の報酬等】

第30条 当社の取締役の報酬等は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

【取締役の責任免除】

第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

【監査役等委員会の設置】

第32条 当社は監査等委員会を置く。

【常勤の監査等委員】

第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

【監査等委員会の招集通知】

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

【監査等委員会の決議方法】

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

【監査等委員会の議事録】

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

【監査等委員会規程】

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

【会計監査人の設置】

第38条 当社は、会計監査人を置く。

【会計監査人の選任】

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

【会計監査人の任期】

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

【会計監査人の報酬等】

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。

第7章 計 算

【事業年度】

第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

【期末配当金】

第43条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

【中間配当金】

第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

【期末配当金等の除斥期間】

第45条 期末配当金および中間配当金が、支払開始日の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息を付けない。

附 則

【監査役の責任免除に関する経過措置】

第1条 当社は、第53期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。

【社外監査役の責任限定契約に関する経過措置】

第2条 当社は、第53期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の第2項の定めるところによる。

【附則の削除日】

第3条 本附則第1条から第3条は、2029年6月開催の定時株主総会の終結の時をもって削除する。

【株主総会資料の電子提供に関する経過措置】

第4条 定款第14条【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】の削除および定款第14条【電子提供措置等】の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】は、なお効力を有する。
- 3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。